工藤　勝本
（福島工業高等専門学校名誉教授）
高橋　辰男
濱　和彦

瑞宝小綬章を授ける（各通）
木山　春生　西尾　勇　濱須　義昌

瑞宝双光章を授ける（各通）
川野　省三　櫻井　功　橋本　政巳

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十八年十一月二十六日）
井田　進也

瑞宝小綬章を授ける
石黒　武男　上井　公夫　松下　博

瑞宝双光章を授ける（各通）
黒田　和幸　庄司　哲章　高橋　五郎
大黒　由一　長峰　進

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十八年十一月二十七日）
森　俊和

瑞宝双光章を授ける
町田　正晴

瑞宝単光章を授ける（以上二十八年十一月二十八日）
岡田　敏夫　水戸　三郎

瑞宝双光章を授ける（各通）
中川　博之

瑞宝単光章を授ける（以上二十八年十一月二十九日）
香月　数時

瑞宝双光章を授ける（二十八年十一月三十日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年十二月二十一日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

中島　孝　稲葉　カヨ　古賀美和子
渡邊　紀子　朝永　陽子　笠　辰一郎
村田　敏光　三木　久延　池本　真
宮内　謙　大隅　絵理　磯　源喜
小池　芳子　木村　光博　徳永　久子

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年十二月二十一日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

河野　經夫　河野　敏子

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年十二月二十一日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

泉　英明　鉾井　直作

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

木村　勝男

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年十二月二十一日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

佐々木ヒサ子　飯塚　國雄

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年十二月二十一日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

神谷コーポレーション株式会社
株式会社望月塗工
医療法人社団レディースクリニック京野
森泉株式会社
田中産業株式会社
株式会社共成建設
雄武漁業協同組合

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年十二月二十一日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故松尾敏男遺族　松尾　愛

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、一月一日キューバ国の国祭日につき、平成二十八年十二月二十八日同国国家評議会兼閣僚評議会議長閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

法務

公証人任免

福岡法務局所属公証人野崎彌紹は願により公証人を免ぜられた。

重富朗は公証人に任命され、福岡法務局所属公証人野崎彌紹の後任を命ぜられた。（以上二十八年十二月二十二日）（法務省）

公告

諸事項

工場財団

東京都千代田区二番町8番地7二番町パークフォレスト1004号**高橋秀和**の工場財団に千葉県印西市山田字新田台303番地印西市山田発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年1月5日

千葉地方法務局成田出張所

三緒株式会社の工場財団に福岡県飯塚市上三緒字大谷346番1**未来創電上**大谷346番1飯塚上三緒太陽光発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

福岡県飯塚市上三緒字大谷346番1**未来創電上**

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第2号の規定に基づき、平成28年12月20日から3週間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成29年1月5日

福岡法務局長　多田　衛

記

氏名　松生　公一
所属する土地家屋調査士会　福岡県土地家屋調査士会
登録番号　福岡第2019号
事務所の所在地　福岡県飯塚市立岩1605番地13
違反行為　現地調査確認義務違反等

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２８年（家）第１４１号

長野県岡谷市本町２丁目６番36号南信旅行ビル２階　松村法律事務所
申立人　松村　文夫
本籍長野県塩尻市大門二番町384番地、最後の住所長野県諏訪市湯の脇２丁目14番５号、死亡の場所長野県諏訪市、死亡年月日平成26年12月16日頃、出生の場所愛知県豊橋市、出生年月日昭和33年２月10日、職業無職
被相続人　亡　高砂　幸人
催告期間満了日　平成29年７月18日

長野家庭裁判所諏訪支部

平成２８年（家）第７５３号

事務所岐阜県高山市総和町３丁目28番地２
申立人　山本　浩二
本籍岐阜県高山市荏川町牧戸71番地、最後の住所岐阜県高山市荏川町牧戸71番地、死亡の場所岐阜県関市、死亡年月日平成27年１月１日、出生の場所岐阜県郡上郡白鳥町、出生年月日昭和38年７月13日、職業無職
被相続人　亡　中村　伸吾
催告期間満了日　平成29年７月20日

岐阜家庭裁判所高山支部